

★富山県看護学生修学資金について（看護学部）★

1 制度の概要

将来富山県内で看護職員（保健師・助産師・看護師・准看護師）として働こうとする看護学生を対象に、修学資金を貸与する制度です。（実施元：富山県）

富山県内の指定施設で一定期間看護職員として働いた場合、返還が一部免除になります。

2 対象者

看護職員の免許を取得後、富山県内の施設等で看護業務に従事しようとする者

★富山県立大学優先枠：30名※

※富山県立大学の学生は、30名まで、世帯の年間収入等の基準に関わらず、優先して採用される枠があります。

※日本学生支援機構奨学金とも併用できます。

3 貸与月額・貸与期間

学校の種類	貸与月額	貸与期間
大学 (国立又は公立)	36,000円	貸与開始の年月から卒業するまでの期間

※ 辞退・退学した場合や、学業成績が著しく不良である場合等には、貸与が取り消されます。

※ 休学または留年した場合は、その期間の貸与は停止します。

4 奨学金の返還、返還免除について

卒業後の進路に応じて、返還割合が異なります。

① 一部返還免除となる場合

卒業後、1年以内に看護職員の免許を取得し、引き続き、返還免除対象施設等において看護職員として働いた場合、貸与を受けた期間に相当する期間内で貸与総額の一部（A）を返還し、看護職員として働いた期間が5年間に達したとき、残り（B）の返還が免除されます。

返還免除対象施設等 (富山県内)	返還割合 (A)	免除割合 (B)
400床以上の病院	貸与総額の2/3	貸与総額の1/3
200床以上400床未満の病院	貸与総額の1/2	貸与総額の1/2
200床未満の病院、その他指定施設※	貸与総額の1/4	貸与総額の3/4

※その他指定施設については、募集要領等でご確認ください。

② 全額返還が必要な場合

- ・卒業した日から1年以内に看護職員の免許を取得できなかったとき（原則、卒業した月において、看護職員の資格試験に合格しなかった場合）
- ・免許を取得した後、引き続き①に掲げる施設等において看護職員の業務に従事しなかったとき
- ・貸与を取り消されたとき

5 手続き

申請書類は、富山キャンパスの学生掲示板で配布します。

申し込みを希望する学生は、掲示板から申請書類を取り、必要書類を揃え、以下の期限までに事務局に提出してください。

★申請書類配布：4月16日(金)まで【掲示板前】

※掲示板の場所 …富山キャンパス教育棟1階階段下

★申請受付期限：**4月20日(火)17:15まで【期限厳守】**

上記期限までに、富山キャンパス事務局 教務学生課窓口へ提出してください。
期限を過ぎた場合は一切受け付けませんので、ご注意下さい。